

内閣府モデル定款と空知歯科医師会定款(案)との比較

空知歯科医師会の定款(案)	内閣府モデル定款
一般社団法人 空知歯科医師会定款	公益社団法人〇〇〇〇定款
第 1 章 総 則	第 1 章 総則
(名称)	(名称)
第 1 条 この法人は、一般社団法人空知歯科医師会(以下「 <u>本会</u> 」という。)と称する。	第 1 条 この法人は、公益社団法人〇〇〇〇と称する。 【一般法人に移行する場合については、(注 1)を参照】
(事務所)	(事務所)
第 2 条 本会は、主たる事務所を北海道滝川市に置く。	第 2 条 この法人は、主たる事務所を<例：東京〇〇区>に置く。
第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的及び事業
(目的)	(目的)
第 3 条 本会は、医道の高揚、歯科医学医術の進歩発展と公衆衛生の普及向上とを図り、予防医学の完成に努力し、社会及び会員の福祉を増進することを目的とする。	第 3 条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。
(事業)	(事業)
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をする。 (1) 医道高揚に関する事業 (2) 歯科医学、医術の進歩発展に関する事業 (3) 医療制度に関する事業 (4) 社会保障及び医療保障に関する事業 (5) 公衆衛生の普及と予防医学の研究指導に関する事業 (6) 地域医療及び学校歯科保健に関する事業 (7) 会員の福祉厚生及び健康管理に関する事業 (8) 歯科医師の研修及び歯科医業の合理化に関する事業 (9) 会誌、会報その他印刷物の発行に関する事業	第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及 (2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進 : : (n) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項第 1 号の事業は、<例 1：日本全国、例 2：〇〇地方、例 3：〇〇県、・・・及び〇〇県、例 4：〇〇県及びその周辺、例 5：〇〇市、例 6：本邦及び海外>、同項第 2 号の事業は、・・・において行うものとする。

る事業

(10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会の会員は、本会の事業に賛同し、日本での歯科医師の免許を受けた者で日本歯科医師会及び北海道歯科医師会の会員であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を本会へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、入会金及び会費を納入する義務を負う。

2 入会金及び会費は総会で定める。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会しても入会金及び会費の返還を受けることはできない。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかの者に該当するに至ったときは、総会の決議を経て当該会員を除名することができる。

- (1) 歯科医師としての職務をけがした者
- (2) 本会の体面をけがした者
- (3) 本会の風紀を乱した者
- (4) 会員たる義務を怠った者
- (5) その他除名されるべき正当な事由がある者

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、＜例：この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者＞をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、＜例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない＞。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経費的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

<例>

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月末日までに 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

<例>

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

<(7) 不可欠特定財産の処分の承認>

- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 【会計監査人を置かない場合、第 2 号の<>内は不要です。】

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、＜例 1：当該社員総会において社員の中から選出する。例 2：代表理事がこれに当たる＞。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の＜例：3 分の 2 以上＞に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- ＜(5) 不可欠特定財産の処分＞
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 19 条 本会に次の役員を置く。

理 事 14名以上18名以内

監 事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、5名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選出する。

2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員＜及び会計監査人＞

(役員＜及び会計監査人＞の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち1名(○名)を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。

＜4. この法人に会計監査人を置く。＞

(役員＜及び会計監査人＞の選任)

第 20 条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

- 3 会長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業の年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業の年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

＜(会計監査人の職務及び権限)＞

- 第 23 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの>
- 【会計監査人を置かない場合は、第 23 条は不要です。】

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】

(役員<及び会計監査人>の解任)

第25条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、社員総会の決議によって解任することができる。

<2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。>

【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

(A)

第26条 理事及び監事に対して、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

(B)

(顧問)

第 26 条 本会に、1 名以上 5 名以下の顧問を置く。

2 顧問は、理事会の諮問に応え理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることができない。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第 6 章 理 事 会 等

(構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の(過半数の) 同意を得て理事会において定める。

>

【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別

係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(三役会)

第 32 条 本会に、三役会を置く。

2 前項の三役会は、会長、常務理事5名及び事務局員1名で構成する。

3 第1項の三役会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 本会の業務運営の年間計画を策定し、理事会に提出すること

(2) 本会の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること

4 第1項の三役会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第 7 章 資産及び会計

の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

〔基本財産〕

第32条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、(く例)社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

あらかじめ理事会及び社員総会の承認を受ける。→

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の取組みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、社員総会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

【会計監査人を置いている場合の例】(注31)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

＜(7) キャッシュ・フロー計算書＞

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第 37 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 36 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 37 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第 38 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う取組)

- 第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

3 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取得の日又は当該合併の日から12月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、

<例1：官報に掲載する方法>

<例2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>

<例3：電子公告>

<例4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法>

により行う。

<例3の場合>

2 要故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例4：官報、例5：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。